

# 山口県報

令和2年  
10月6日  
(火曜日)

## 目 次

- 告示  
生活保護法の規定に基づく施術機関の指定（厚政課）  
○公告  
山口県労働委員会の使用者委員及び労働者委員の推薦について必要な推薦資格及び手続等（労働政策課）



### 山口県告示第三百五十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十五条第一項の規定により、医療扶助のための施術を担当させる機関を次のとおり指定した。

令和二年十月六日

氏名	住 所	術 者
福田 藤雄	宇部市小松原町二丁目三番三一二号	山口県知事
原 陵太	山口市大内中央二丁目二番二六号	村岡 嗣 政



(三三三) 山口県労働委員会の使用者委員及び労働者委員の推薦について必要な推薦資格及び手続等

山口県労働委員会の第四十八期使用者委員及び労働者委員の候補者の推薦について必要な推薦資格及び手続等を次のとおり定めたので、労働組合法施行令（昭和二十四年政令第百三十一号）第二十一条第一項の規定により、当該候補者の推薦を求めます。

令和二年十月六日

山口県知事 村岡 嗣 政

#### 一 推薦者の資格

(一) 使用者委員の候補者を推薦する資格のある使用者団体は、山口県の区域内のみに組織を有し、かつ、労働問題を取り扱うことが主たる目的であるか、又は業務の主要な部分となっている使用者団体でなければならない。

(二) 労働者委員の候補者を推薦する資格のある労働組合は、山口県の区域内のみに組織を有し、かつ、労働組合法（昭和二十四年法律第百七十四号）第二条に規定する労働組合であつて、山口県労働委員会の資格審査を受け、適格であることを証明されたものでなければならない。

#### 二 被推薦者の資格

委員の候補者に推薦される者の資格については、特に制限はないが、次のいずれかに該当する者は、委員となることができない。

(一) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又は執行を受けることがなくなるまでの者

(二) 他の法令により兼職禁止の制限を受ける者

#### 三 推薦手続

(一) 推薦書及び添付書類

委員の候補者を推薦しようとする使用者団体又は労働組合は、推薦書（別記様式）にその候補者の履歴書を添えて知事に提出しなければならない。この場合において、労働組合にあつては、山口県労働委員会の資格証明書を添えなければならない。

(二) 書類の提出先

山口県商工労働部労働政策課

#### 四 推薦期間

別記様式

推 薦 書 年 月 日  
 山口県知事 様 推薦者 主たる事務所の所在地  
 名 称  
 代表者氏名 ㊟

労働組合法施行令（昭和24年政令第231号）第21条第1項の規定に基づき、山口県労働委員会の使用者委員の候補者として下記の者を推薦します。

記

氏 名	生 年 月 日	年 月 日
所属団体の主たる事務所の所在地及び名称		
所属団体における地位		
所属団体の構成員数		
加盟上部団体の名称		

添付書類

- 1 候補者の学歴、職歴、組合運動関係及び政党関係を詳細に記入した履歴書
  - 2 労働組合が推薦しようとする場合にあっては、山口県労働委員会の資格証明書
- 注 「所属団体の主たる事務所の所在地及び名称」欄は、候補者の属する全ての所属団体について記入すること。
- 備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

令和二年十月十三日（火曜日）から同年十二月十五日（火曜日）まで  
 労働委員会への資格審査申請

(一) 資格審査の申請をしようとする労働組合は、次に掲げる書類（連合体にあってはこれを組織する組合の関係書類、単一組織の組合にあっては支部の関係書類を含む。）を山口県労働委員会に提出しなければならない。

- 1 労働組合資格審査申請書
- 2 組合同約及びこれに準ずる諸規程
- 3 労働協約、覚書その他附属協定
- 4 組合役員名簿
- 5 職制機構図
- 6 組合の予算書又は決算書
- 7 大会議案書
- 8 その他必要と認められる立証資料

(二) 過去において山口県労働委員会の資格審査を受け、適格であることを証明された労働組合であっても、この推薦を行うためには、新たに資格審査を受けなければならない。

(三) 資格審査には日時を要するので、できるだけ早く申請すること。

六 その他  
 不明の点があるときは、一から四までについては山口県商工労働部労働政策課（電話〇八三一九三三―三三二一〇）に、五については山口県労働委員会事務局（電話〇八三一九三三―四四四四）に照会すること。